

圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区 南側産業用地立地事業者募集要項



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

令和4年7月

埼玉県産業労働部

目 次

1 募 集 の 趣 旨	1
(1) 背 景	
(2) コ ン セ プ ト	
2 分 譲 に 関 す る 事 項	3
(1) 位 置 図	
(2) 分 譲 区 画 の 概 要	
(3) 希 望 区 画 及 び 買 受 単 価	
(4) 最 低 分 譲 単 価	
(5) 分 譲 ス ケ ジ ュ ー ル (予 定)	
3 応 募 に 関 す る 事 項	6
(1) 応 募 対 象 事 業 者	
(2) 応 募 者 の 構 成	
(3) 応 募 図 書	
(4) 企 業 立 地 説 明 会	
(5) 応 募 の 受 付	
4 立 地 事 業 者 の 選 定	9
(1) 選 定 の 流 れ	
(2) 審 査 項 目 等	
5 契 約 の 条 件	11
6 工 場 等 の 立 地 に 関 す る 条 件 等	13
(1) 建 築 物 等 の 制 限 等	
(2) 出 入 口 の 制 限	16
(3) 緑 地 等 の 確 保	
(4) 給 水	
(5) 排 水 の 処 理	17
(6) 環 境 保 全 等	
(7) 消 防 関 係	18
(8) 電 力 ・ 電 話 ・ ガ ス	
<参 考 資 料 1> 分 譲 区 画 図	19
<参 考 資 料 2> 地 盤 の 状 況	20
<参 考 資 料 3> 環 境 に 関 す る 法 令	23
<参 考 資 料 4> 埼 玉 県 鶴 ヶ 島 ジ ャ ン ク シ ョ ン 周 辺 地 域 基 本 計 画 の 概 要	24
<参 考 資 料 5> 補 助 制 度	25
<参 考 資 料 6> 融 資 制 度	27
<参 考 資 料 7> 関 係 機 関 一 覧 表	28

<様 式>

(様式1)：事業提案書

(様式2)：役員等の届出

* 埼玉県HP (https://www.pref.saitama.lg.jp/a0812/noudai_atochi.html)
からダウンロードしてください。

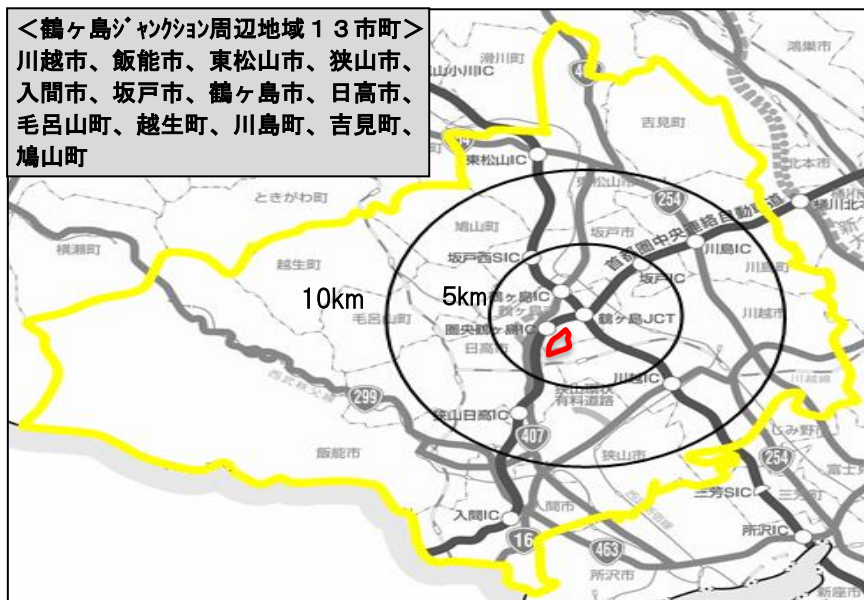
1 募集の趣旨

(1) 背景

産業を支える優れた交通網と豊富な人材を有する埼玉県にあって、圏央道と関越道が結節する鶴ヶ島ジャンクション周辺地域は、特に交通利便性が高いエリアであるとともに、自動車関連産業をはじめとするものづくりに関する高度な技術やノウハウが蓄積されており、高いポテンシャルを有しています。

そこで、埼玉県は、地域未来投資促進法に基づく「埼玉県鶴ヶ島ジャンクション周辺地域基本計画」＜参考資料4＞を周辺13市町とともに策定し、このエリアに先端産業・次世代産業などの成長産業を集積して経済の好循環をもたらし、AI・IoTやロボットなどの先進技術をもものづくりに活用して技術革新等を図り超スマート社会を実現することを目指しています。

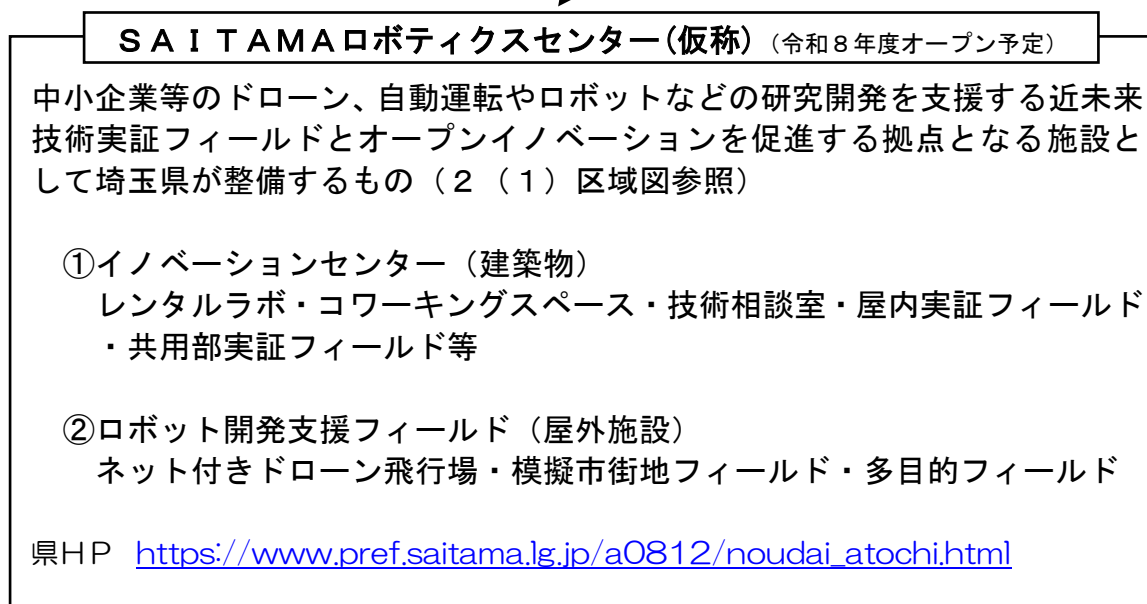
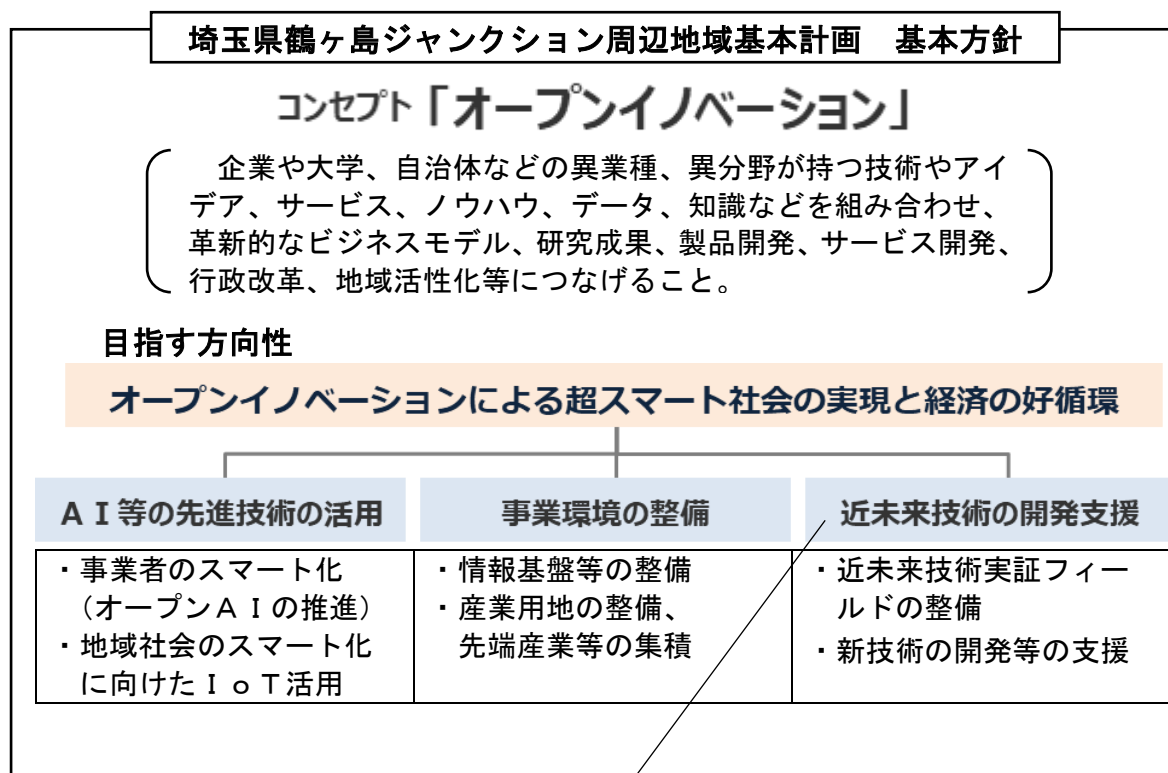
成長産業の集積を目指して、土地区画整理事業により「圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区」を産業用地として整備し、平成30年度に分譲済みの北側産業用地に続いて、この度、南側の4区画10.1haについて公募型企画提案競技により立地事業者を募集します。



(2) コンセプト

埼玉県鶴ヶ島ジャンクション周辺地域基本計画を着実に推進するための基本方針を策定し、埼玉県の目指す方向性として「オープンイノベーションによる超スマート社会の実現と経済の好循環」を掲げています。

立地事業者には、この方向性を御理解いただき、事業を推進していただくことを募集のコンセプトとしています。



2 分譲に関する事項

(1) 位置図（圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区）



(2) 分譲区画の概要

分譲区画 (複数区画申込み可) ※ 造成済 (現況引渡し)	鶴ヶ島市大字太田ヶ谷地内		
	区画	地番	分譲面積(うち緩衝緑地)
	B-1	1205番	36,137.78㎡(8,900㎡)
	B-2	1206番	13,996.36㎡(1,200㎡)
	B-3	1207番	16,305.29㎡(3,500㎡)
	C	1217番	34,463.20㎡(5,600㎡)
	計	4区画	100,902.63㎡
区画整理事業	圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区(施行済) 施行区域約39.2ha うち宅地約23.7ha(緩衝緑地含む。)		
道路網	圏央道圏央鶴ヶ島インターチェンジ出口すぐ 成田空港から約125km90分 羽田空港から約80km70分		
鉄道	JR川越線笠幡駅から 約2.7km 東武越生線一本松駅から 約3.9km 東武東上線鶴ヶ島駅から 約4.3km 東武東上線若葉駅から 約5.2km JR大宮駅から 約23km		
道路	市道7-2号線(幅員10.5mほか) 市道1367号線(幅員12.0m) 市道1368号線(幅員12.0m) 市道304号線(幅員10.25mほか)		
上水道	坂戸、鶴ヶ島水道企業団		
雨水排水	分譲区画内の雨水桝から調整池に接続		
汚水排水	分譲区画内の汚水桝から公共下水道に接続		

(3) 希望区画及び買受単価

複数区画まとめた応募も可能で、第1希望から第3希望まで応募できます。それぞれ、最低分譲単価以上の金額の買受単価を記載してください。

(4) 最低分譲単価(事業提案書に記載する買受単価の下限額)

67,200円/㎡

ただし、希望区画が「B-2のみ」「B-3のみ」「Cのみ」の場合、

66,500円/㎡となります。

ex. B-2区画を希望 → 最低分譲単価 66,500円/㎡

ex. B-2とCの2区画を希望 → 最低分譲単価 67,200円/㎡

* 買受単価が最低分譲単価未満である場合又は未記入である場合、失格とします。

(5) 分譲スケジュール(予定)

募集から土地引渡しまでのスケジュールは、次のとおり予定しています。なお、状況により変更する場合がありますので御了承ください。

内 容	時 期
企業立地説明会の開催	令和4年8月23日(火)〔大阪会場〕 令和4年8月26日(金)〔名古屋会場〕 令和4年9月 6日(火)〔埼玉会場〕
応募図書を受付期間	令和4年9月20日(火)～10月20日(木)
書類審査 (参加資格の確認等)	令和4年10月下旬
選定委員会 (プレゼンテーション、審査)	令和4年11月
選定結果の通知	令和4年12月
土地売買仮契約の締結(*)	令和5年1月
県議会に財産処分議案の提出(*)	令和5年2月定例会
土地売買契約(本契約)の締結	令和5年3月下旬(県議会の議決後(**))
売買代金納付、所有権移転、 土地の引渡し、所有権移転登記	令和5年3月下旬～4月

(*)は、県議会の議決が必要な場合(敷地面積2ha以上の土地売買契約)に限る。

3 応募に関する事項

(1) 応募対象事業者

次に掲げる要件を全て満たす企業とします。

ア 次のいずれかの成長産業分野における工場等（研究施設・流通加工施設（倉庫業を営む倉庫は不可）を含む。）を建設し操業する者

（ア）第4次産業革命関連分野（AI・IoT・ロボット等の利活用）

（イ）成長ものづくり分野（医療、航空宇宙、新素材等）

※「地域未来投資促進法の基本的な方針」による分類

イ 埼玉県が目指す「オープンイノベーションによる超スマート社会の実現と経済の好循環」の方向性を理解し、県が整備する「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）」と連携するなど、「埼玉県鶴ヶ島ジャンクション周辺地域基本計画」に合致する事業を実施する者（1（2）コンセプト参照）

ウ 「コンパクト」「スマート」「レジリエント」の要素（埼玉版スーパー・シティプロジェクト）を踏まえた、持続可能なまちづくりの推進につながる取組を行う者（事業提案書3（5）参照）

エ 工場等の建設及び経営に必要な資力並びに信用を有する者

オ 事業計画及び資金計画が適切で、土地代金を確実に納入できる者

カ 税込及び雇用等の面で地元へ貢献できる者

キ 公害防止対策が十分でき、過去に重大な水質事故など、環境に著しい影響を与えたことがない（過去10年以内に埼玉県に損害を与えた（係争中を含む。）ことがないなど）者

ク 「埼玉県暴力団排除条例」を遵守し、役員に暴力団員又は暴力団関係者がいない者

(2) 応募者の構成

ア 単体の法人又は共同体（ホールディングスと事業会社など複数の法人によって構成されるグループ）とします。共同体の場合、全ての構成員が（1）の要件に該当すること（アは1社以上の該当で可）が必要となります。

イ 共同体による応募（以下「共同応募」という。）の場合、代表法人を定めて応募手続きを行い、土地を買い受けることとします。土地を共有により取得したい場合や分割して取得したい場合は、あらかじめ県にお問合せください。

代表法人以外の構成員は、代表法人が負担する一切の義務履行に関し連帯してその責を負うものとします。

ウ 共同体の構成員となることも含めて、複数の応募を行うことはできません。

(3) 応募図書（共同応募の場合、②～⑧は全ての構成員分を提出してください。）

応 募 図 書	
① 事業提案書（様式1）	・記載欄の追加・増減や別紙の活用などは自由です。要件や審査項目を踏まえて、わかりやすい提案内容としてください。
② 役員等の届出（様式2）	・役員等について暴力団員でないことを確認させていただきます。
③ 法人の定款	
④ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	
⑤ 印鑑証明書	
⑥ 最近1年間の法人税（国税）の納税証明書（その1納税額等証明用）	・納税していなくても提出してください。この場合、過去5年間で納税している期間があれば、その時の納税証明書も併せて提出してください。
⑦ 最近2年間の決算報告書	・貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳、製造原価報告書、株主資本等変動計算書及びキャッシュフロー計算書
⑧ 法人概要（会社案内、製品カタログ等）	
⑨ 製造（製品化）工程の写真数枚	
⑩ 工場等配置計画図	・計画図は「6工場等の立地に関する条件等」に合致したもので、工場等の建物、緑地及び主要施設を示したもの（概略図で可）としてください。 ・主要施設の名称や用途に関し概要を記載してください。

(4) 企業立地説明会

当該公募に関する企業立地説明会を次のとおり開催します。
(他の産業用地の紹介も予定しています。)

参加を希望される場合、各開催日の7日前までに埼玉県ホームページからお申し込みください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0812/noudai_atochi.html

お申し込みは
こちらから



二次元コード

大阪会場	日時：令和4年8月23日(火) 午後3時～4時 場所：ビジネスプラザおおさか (大阪府大阪市中央区備後町2-1-1 第二野村ビル4階)
名古屋会場	日時：令和4年8月26日(金) 午後3時～4時 場所：りそな銀行名古屋駅前支店 会議室 (愛知県名古屋市中村区名駅1-1-3 JRゲートタワー29階)
埼玉会場 (川越市)	日時：令和4年9月6日(火) 午後3時～4時 場所：ウェスタ川越2階 活動室1・2 (埼玉県川越市新宿町1-17-17) ※ オンラインライブ配信実施

* 原則として、会場ごとに1社2名までとさせていただきます。また、会場までは可能な限り公共交通機関を御利用願います。

* 9月6日のオンライン配信も是非御活用ください。開催2日前位までにお申し込みいただいたメールアドレスに視聴用URLをお送りします。

* 新型コロナウイルス感染症の拡大状況などにより、説明会開催の有無・方法・日程・場所の変更をする場合があります。

また、申込み多数の場合、御出席を調整させていただく場合があります。

県ホームページのほか、申込済みの方には登録メールアドレスに御連絡しますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 応募の受付

受付期間	令和4年9月20日(火)から10月20日(木)まで
応募方法	ア 下記「受付担当」のアドレスに応募メールを送信 ・ 件名：「圏央鶴ヶ島IC東側地区産業用地応募の件」 ・ 本文：企業名・部署名・担当者氏名・電話番号を記載 イ 電話連絡を頂いた後、県が指定した方法によりデータ提出 ・ ファイル名：(3) 応募図書①～⑩の「番号・図書名」 ・ 形式：PDF、ワード、エクセル、パワーポイントなどの 県の了解を得た形式 ・ 後日④～⑥の原本提出(郵送可) ウ 提出された応募図書は返却いたしません。 エ 提出後の応募図書の差替えや再提出は不可とします。
受付担当	埼玉県産業労働部 次世代産業拠点整備担当 電 話 048-830-3935 (直通) E-mail a3760-05@pref.saitama.lg.jp 住 所 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

4 立地事業者の選定

(1) 選定の流れ

- ア 立地事業者の選定方法は、「公募型企画提案競技」とします。
- イ 応募図書をもとに要件確認及び第1次審査を行い、通過した事業者には第2次審査として、事業の先端性・成長性についてのプレゼンテーションを行っていただきます。方法・日程等は、別途、お知らせします。
- ウ 外部有識者等から構成する選定委員会により、応募図書及びプレゼンテーションをもとに総合的に評価し、応募事業者に順位を付します。
(選定委員会の委員名は審査の中立性を期す観点から、また、審査内容は応募事業者の企業秘密及び知的財産等を保護する観点から、非公開とします。)
- エ 最上位の事業者から分譲区画について調整を行い、土地売買契約に向けた手続きを進めていく「優先交渉事業者」として選定します。
- オ 優先交渉事業者と契約締結に至らなかった場合、次点の上位者から順次、優先交渉事業者を選定します。
- カ いずれの応募事業者も一定の水準に達していないなど、優先交渉事業者が該当しない場合又は決定しない区画がある場合、追加募集を実施します。
- キ 次のいずれかに該当する応募事業者は、失格とします。
(ア) 応募対象事業者に該当しないと認められた場合
(イ) 受付期間内に応募図書が不備なく提出されなかった場合
(ウ) 買受単価が未記入又は最低分譲単価未満である場合
(エ) 応募図書に虚偽があるなど不正な行為が認められた場合
(オ) その他募集要項に違反すると認められた場合
- ク 選定結果は、個別に電話及びメールで通知し、県のホームページで優先交渉事業者名を公表します。
なお、審査に関する問合せ及び異議には応じられません。

(2) 審査項目等

応募図書及びプレゼンテーションをもとに、以下の内容を審査し得点化します。

審 査 項 目		配 点
ア 先端性・ 成長性 (プレゼンテー ション対象)	(ア) 成長産業の分野の該当性、技術水準・研究内容の先端性、 A I ・ I o T ・ ロボット等の先進技術の活用状況	40 点
	(イ) 技術、製品の市場ニーズと将来的な成長性	
	(ウ) オープンイノベーションというコンセプトに合致した取 組方針等	
	(エ) S A I T A M A ロボティクスセンター（仮称）との連携 （ロボット・ドローンの開発計画等）の見込み	
イ 地域への 貢献	(ア) 建設計画（工場等の位置付けと設備投資額）	40 点
	(イ) 生産計画（製造品出荷額）	
	(ウ) 予定従業員数・県内新規雇用者数	
	(エ) 関連企業の県内進出・県内企業との新規取引	
	(オ) コンパクト・スマート・レジリエントの要素を踏まえた 持続可能なまちづくりの推進につながる取組	
	(カ) 持続可能な開発目標（S D G s）の達成に向けた取組、 多様な働き方の実践及び公害対策	
ウ 経営状況 ・買受単価 等	(ア) 経営状況	20 点
	(イ) 資金計画・実施体制・スケジュールの妥当性	
	(ウ) 希望区画	
	(エ) 買受単価	
合 計		100 点

5 契約の条件 ((*) は、県議会の議決が必要な場合(敷地面積2ha以上の土地売買契約)に限る。)

(1)	仮契約の締結(*)	優先交渉事業者を決定後、仮の土地売買契約書(以下「仮契約」という。)を締結します。
(2)	県議会の議決(*)	埼玉県議会による財産処分の議決が得られない場合は、仮契約は失効しますが、埼玉県はこれによって生じた損害は賠償しません。
(3)	本契約の締結	埼玉県議会の議決後(*)、土地売買契約の本契約を締結します。本契約に要する費用は事業者の負担とします。
(4)	売買代金の納入	売買代金は、本契約の締結後、指定する期日までに全額を埼玉県の発行する納付書によりお支払いいただきます。
(5)	所有権の移転	土地の所有権は、売買代金支払時に移転します。
(6)	土地の引渡し	所有権移転後、速やかに現場立会いを行って土地を引き渡します。引渡しと同時に引受書を埼玉県に提出していただきます。
(7)	所有権移転登記	土地の引渡し後、速やかに埼玉県が所有権移転の嘱託登記をします。登記に要する費用及び引き渡し後の土地に係る公租公課は、事業者の負担とします。
(8)	募集要項等の遵守	事業の遂行に当たり、募集要項及び事業提案書の内容を遵守するものとし、誠実に履行されない場合、契約解除となる場合があります。また、状況を確認するため、実地調査等をお願いする場合があります。
(9)	届出等の義務	建築確認申請を行う前に、埼玉県に建築計画を提出するものとし、また、操業を開始したときは、速やかにその旨を埼玉県に届け出て確認を受けるものとし、また、
(10)	公害防止等の義務	工場等の建設及び操業に当たっては、環境法令等を遵守し、公害防止等の措置を講じていただきます。
(11)	所有権移転等の禁止	本契約締結後10年間は、土地の所有権の移転、又は地上権、賃借権、使用貸借による権利、若しくはその他の権利(抵当権及び根抵当権を除く。)の設定を原則として禁止します。ただし、やむを得ず土地の所有権の移転等をしようとするときは、その理由を書面により申し出て埼玉県の承認を得るものとし、

(12) 操業開始の期限	本契約締結から3年以内に操業を開始するものとします。ただし、やむを得ず期限までに操業を開始できない場合は、その理由及び新たな期限を書面により申し出て埼玉県承認を得るものとします。
(13) 契約違反等に対する措置	役員等が暴力団員であると認められたときや当産業用地に建築できない建築物を建設したときなど本契約に違反した場合、埼玉県が必要と認めるときは契約を解除することがあります。
(14) 違約金	埼玉県が(13)により本契約を解除したときは、売買代金の20%に相当する額を違約金として頂きます。
(15) 契約不適合責任	契約締結時に提示する分譲地の土地の状況に適合しない品質（自然由来の特定有害物質による土壌汚染は含みません。）であり、その事実を事業者が知った日から1年以内（引渡し日以後2年間に限る。）に埼玉県に通知したときに限り、埼玉県は契約不適合責任を負うものとします。
(16) 管轄裁判所	本契約について争いを生じたときは、さいたま地方裁判所を管轄裁判所とします。
(17) 不当要求の報告	本契約の履行に当たり暴力団員等から不当要求があった場合、埼玉県に報告し、警察に通報していただきます。
(18) その他の説明事項	<p>(1) 残置工作物、樹木及び地下埋設物 各分譲区画には、立ち入り防止柵、沈砂地排水仮設管（コルゲート管φ500）などの工作物や樹木等が残置されています。 また、地下埋設物として、井戸のケーシング（ポンプ、揚水管等の設備は撤去済み）がB-2区画に1箇所残置されています<参考資料1>。 いずれも、現況有姿での引き渡しとなります。</p> <p>(2) 建築物の建設工事にあたっては、地盤調査を十分に実施してください。</p> <p>(3) 立地事業者には、以下の事項をお願いします。 ア 鶴ヶ島市と連携して地域課題に取り組むことを宣言する「共同宣言」等を行うことについて、市と協議していただきます。 イ 埼玉県のSDGsプラットフォームへの入会及びSDGsパートナーへの登録をしていただきます。 ウ 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請が可能な場合、埼玉県に申請して承認を受けていただきます。 エ 埼玉県が支援するロボット関連企業のコンソーシアムへの参加を検討していただきます。</p>

6 工場等の立地に関する条件等

(1) 建築物等の制限等

<p>都市計画</p>	<p>1 区域区分：市街化区域 2 用途地域：工業専用地域 3 防火地域及び準防火地域：準防火地域 4 建ぺい率・容積率：60%・200%</p>
<p>地区計画</p> <p>圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区地区計画による制限がかかります。</p> <p>問合せ 鶴ヶ島市都市整備部都市計画課</p>	<p>建築物の建築等を行うときは、工事着手する30日前までに地区計画の区域内における行為の届出が必要です。 問合せ 鶴ヶ島市都市整備部都市計画課</p> <p>1 建築物の用途の制限（*用途地域による制限が別途あります。）</p> <p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>① 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ② 保育所（当該地区内の事業所に従事する者の用に供する付属施設を除く。） ③ 公衆浴場 ④ 診療所 ⑤ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⑥ 自動車教習所 ⑦ 畜舎 ⑧ カラオケボックスその他これらに類するもの ⑨ 倉庫業を営む倉庫 ⑩ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物 ⑪ 建築基準法別表第2（る）項第1号（17）、（19）から（22）までに掲げる事業を営む工場、レディーミクストコンクリートの製造を営む工場</p> <p>※ 建築基準法別表第2（る）項第1号 （17）肥料の製造 （19）製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 （20）アスファルトの精製 （21）アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造 （22）セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造</p> <p>⑫ 火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業の用に供する建築物</p> <p>2 建築物の敷地面積の最低限度：10,000㎡ ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。 ① 当該地区内の事業所に従事する者の用に供する付属施設としての保育所のために使用する場合 ② 公共公益上必要な建築物の敷地として使用する場合</p>

地区計画 (続)	3 壁面の位置の制限	
	B地区（分譲区画：B-1～3）	C地区（分譲区画：C）
	<p>① 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱（ベランダ、バルコニー、屋根、軒、庇、階段、出窓その他これらに類する建築物の部分を含む。）の面（地盤面下の部分を除く。）から、区画道路1号並びに区画道路2号までの水平距離は5.0m以上、区画道路4号並びに区画道路5号までの水平距離は20.0m以上としてください。</p>	<p>① 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱（ベランダ、バルコニー、屋根、軒、庇、階段、出窓その他これらに類する建築物の部分を含む。）の面（地盤面下の部分を除く。）から、区画道路2号までの水平距離は5.0m以上、区画道路5号並びに都市計画道路日高川越鶴ヶ島線までの水平距離は20.0m以上としてください。</p>
	<p>② 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱（ベランダ、バルコニー、屋根、軒、庇、階段、出窓その他これらに類する建築物の部分を含む。）の面（地盤面下の部分を除く。）から、隣地境界線までの水平距離は2.0m以上としてください。</p>	
	<p>4 壁面後退区域における工作物の設置の制限 壁面後退区域には、工作物（地下工作物を除く。）を設置できません。ただし、次のいずれかに該当する工作物を設置する場合は、この限りではありません。</p> <p>① 門柱、門扉又は守衛所その他これに類する安全上、保安上やむを得ないもの</p> <p>② 公共公益上必要な建築物</p> <p>③ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する施設</p> <p>④ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（同条第3項に規定する簡易水道事業を除く。）の用に供する施設</p>	
<p>5 建築物等の高さの最高限度：25m以下（敷地面積が65,000㎡以上かつ建築物の外壁等の面から道路までの距離が20m以上のものは、高さの最高限度を40m以下） ただし、電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する施設又は公共公益上必要な施設には、適用しません。</p>		

<p>地区計画 (続)</p>	<p>6 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</p> <p>① 建築物及び工作物の外観（着色していない石、木、土、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観部分及び自己の用に供する看板を除く。）は、周辺の眺望、景観との調和に配慮したものとし、刺激的な装飾を避けてください。また、次に掲げるマンセル表色系に該当する色彩の合計面積は、各立面の面積の3分の1を超えない範囲としてください。</p> <table border="1" data-bbox="419 443 1295 907"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">7.5R から 7.5Y</td> <td>2 を超える</td> <td>6 を超える</td> </tr> <tr> <td>2 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)</td> <td>2 を超える</td> <td>4 を超える</td> </tr> <tr> <td>2 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)</td> <td>2 を超える</td> <td>2 を超える</td> </tr> <tr> <td>2 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>2 以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 戸外から望見される高架水槽及び工作物は、周辺の眺望・景観と調和するよう位置、大きさ、設置方法、色彩等に配慮したものとしてください。</p> <p>③ 表示又は掲出することができる屋外広告物（埼玉県屋外広告物条例第7条第1項に規定するものを除く。）は、自己の用に供し、周辺の眺望・景観と調和するよう位置、大きさ、設置方法、色彩、装飾、照明等に配慮したものとしてください。</p>	色 相	明 度	彩 度	7.5R から 7.5Y	2 を超える	6 を超える	2 以下	—	7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	2 を超える	4 を超える	2 以下	—	7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	2 を超える	2 を超える	2 以下	—	N	2 以下	—
色 相	明 度	彩 度																				
7.5R から 7.5Y	2 を超える	6 を超える																				
	2 以下	—																				
7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	2 を超える	4 を超える																				
	2 以下	—																				
7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	2 を超える	2 を超える																				
	2 以下	—																				
N	2 以下	—																				
<p>景観法</p>	<p>7 垣又はさくの構造の制限</p> <p>道路及び隣地境界線に面する垣又はさくの構造は、生垣又は周辺環境に配慮したフェンス等とし、高さは地盤面から2.5m以下、基礎等の高さは0.6m以下としてください。ただし、門柱、門扉その他これらに類する安全上、保安上やむを得ないものについてはこの限りではありません。</p> <p>建築物の新築等又は工作物の新設等を行う場合、埼玉県景観計画及び埼玉県景観条例に基づき、景観形成基準の配慮に努める必要があります。</p> <p>また、建築物の新築等で高さが1.5mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの、工作物の新設等で高さが1.5mを超えるものは、埼玉県景観計画に定める建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限等に適合させる必要があります、事前に鶴ヶ島市長への届出が必要です。</p> <p>問合せ 鶴ヶ島市都市整備部都市計画課</p>																					
<p>屋外広告物法</p>	<p>屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例により、屋外広告物の設置に関して、設置場所、大きさ、高さ及び色彩等を規制しています。</p> <p>また、屋外広告物の設置の際は、事前に鶴ヶ島市長の許可等が必要となる場合があります。</p> <p>問合せ 鶴ヶ島市都市整備部都市計画課</p>																					

(2) 出入口の制限

出入口の設置場所及び切下げ工事	<p>出入口の設置場所は、原則として、隣地との境界から4m以上、道路の交差部から5m以上離してください。</p> <p>出入口の設置に伴う歩道等の改修は、事業者の負担において、道路法第24条に基づき鶴ヶ島市長の承認を受けて施工してください。</p> <p>問合せ 鶴ヶ島市都市整備部道路建設課</p> <p>なお、既存の切下げ位置は<参考資料1>を参照してください。</p>
-----------------	--

(3) 緑地等の確保

工場立地法	<p>製造業等に係る工場又は事業場で、敷地面積9,000㎡以上又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上の工場等は、工場立地法が適用され、緑地の面積を敷地面積の20%以上確保するとともに環境施設の面積を含めて敷地面積の25%以上確保する必要があります。(ただし、工業団地特例が適用される場合、敷地面積内に確保する緑地の面積及び環境施設の面積が変更となります。)</p> <p>問合せ 鶴ヶ島市都市整備部企業立地課</p>
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	<p>工場立地法による届出対象に該当しない場合、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、緑化基準(緑化を要する面積、接道部の緑化及び高木植栽本数)を満たした緑化計画の届出が必要です。</p> <p>問合せ 埼玉県東松山環境管理事務所</p>
緩衝緑地	<p>地区計画において、緩衝緑地の幅員の1/2以上を高木植栽空間とすることを定めています。(ただし、車両等の出入口、門柱、門扉又は守衛所その他これらに類する安全上、保安上やむを得ないもの、電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業(同項第2号に規定する小売電気事業を除く。)の用に供する施設、水道法第3条第2項に規定する水道事業(同条第3項に規定する簡易水道事業を除く。)の用に供する施設についてはこの限りではありません。)</p> <p>問合せ 鶴ヶ島市都市整備部都市計画課</p> <p>緩衝緑地内の植栽については適正に維持管理してください。なお、樹木、切株などで存置されているものは現況渡しとなります。</p>
植樹の制限	<p>地域の自然、植生、景観を考慮し、地域に調和した緩衝機能を有する在来種の植樹に努めてください。</p>

(4) 給水

上水道	<p>坂戸、鶴ヶ島水道企業団により給水されます。敷地内の給水工事については、坂戸、鶴ヶ島水道企業団と協議してください。</p>
地下水の採取規制	<p>埼玉県生活環境保全条例に基づく地下水の採取規制があります。</p> <p>問合せ 埼玉県東松山環境管理事務所</p>

(5) 排水の処理

汚水排水 (下水道)	汚水排水は分譲区画内に整備する汚水柵に適切に接続してください。公共下水道に接続することになりますので、坂戸、鶴ヶ島下水道組合と協議してください。
雨水排水	雨水排水は、道路等の分譲地外に直接流出しないよう排水計画をし、分譲区画内に整備する雨水柵に適切に接続してください。調整池に放流することになります。

(6) 環境保全等

鶴ヶ島市 開発指導 要綱	鶴ヶ島市では、市街地の健全な発展と市民の福祉の増進を図るため、鶴ヶ島市開発指導要綱を定めています。 問合せ 鶴ヶ島市都市整備部都市計画課
土壌汚染 対策法	面積が3,000㎡規模以上の土地の掘削その他の土地の形質の変更をしようとするときは、工事着手の30日前までに土壌汚染対策法第4条に基づく届出を行う必要があります。なお、農業大学の建物解体工事時に実施した土壌汚染対策法に基づく土壌調査では、有害物質が基準値以下であることを確認しています。 問合せ 埼玉県東松山環境管理事務所
埼玉県 生活環境 保全条例	3,000㎡以上の土地を改変しようとするときは、埼玉県生活環境保全条例第80条に基づき、過去の特定有害物質取扱事業所の設置の状況等を調査し、その結果を報告する必要があります。 問合せ 埼玉県東松山環境管理事務所
埼玉県 環境影響 評価条例	圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区については、埼玉県環境影響評価条例に基づく手続を進めています。 問合せ 埼玉県産業労働部次世代産業拠点整備担当
工場立地 法	一定規模（敷地面積9,000㎡以上又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上）の工場の敷地利用に関し、生産施設、緑地、環境施設の面積率（準則）が定められており、工場の新設等を行う際は、原則として90日前までに届出が必要です。 問合せ 鶴ヶ島市都市整備部企業立地課
環境保全	工場等の建設及び操業にあたっては、環境法令を遵守し、公害の防止のための適切な措置を講ずるとともに、環境保全に努めてください。（＜参考資料3＞参照） 問合せ 埼玉県東松山環境管理事務所 鶴ヶ島市市民生活部生活環境課

リサイクルの実施等	<p>事業に伴い発生する廃棄物は、再生利用を積極的に行うとともに減量化に努め、事業系廃棄物として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により事業者の責任において適正に処理してください。</p> <p>一般廃棄物については、自己処分が困難な場合は、埼玉西部環境保全組合の許可業者に委託して処理してください。</p> <p>産業廃棄物については、埼玉県の許可を受けた産業廃棄物処理業者に書面で委託契約を締結し、マニフェストを使用して処理状況を把握するなど適正に処理してください。</p> <p>問合せ 一般廃棄物 埼玉西部環境保全組合 産業廃棄物 埼玉県東松山環境管理事務所</p>
土砂の排出、たい積等	<p>土砂のたい積又は排出を行う場合は、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」の規定により、許可又は届出の手続きが必要になる場合があります。</p> <p>問合せ 埼玉県東松山環境管理事務所</p>
文化財保護法	<p>圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区の北端部に埋蔵文化財包蔵地（神明遺跡）が存在しますが、今回の分譲区画には埋蔵文化財包蔵地は存在しません。</p>

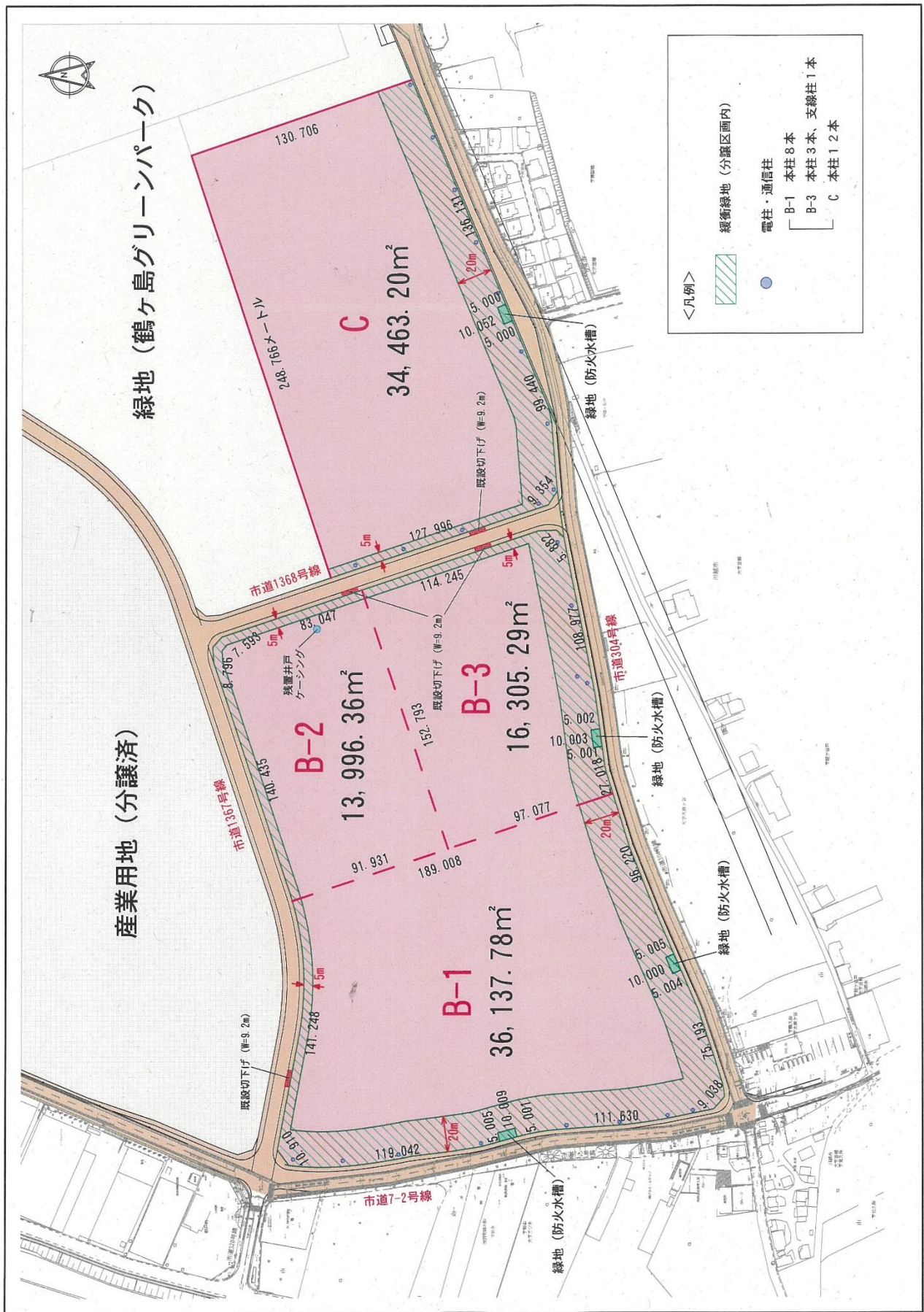
(7) 消防関係

消防水利・消防設備等の設置、危険物の取扱い	<p>坂戸・鶴ヶ島消防組合開発行為及び中高層建築物等に関する指導要綱が適用されます。</p> <p>敷地内への消防水利（防火水槽等）の設置や、消防車両進入路等について、また、危険物を取り扱う場合、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部と協議してください。</p>
-----------------------	--

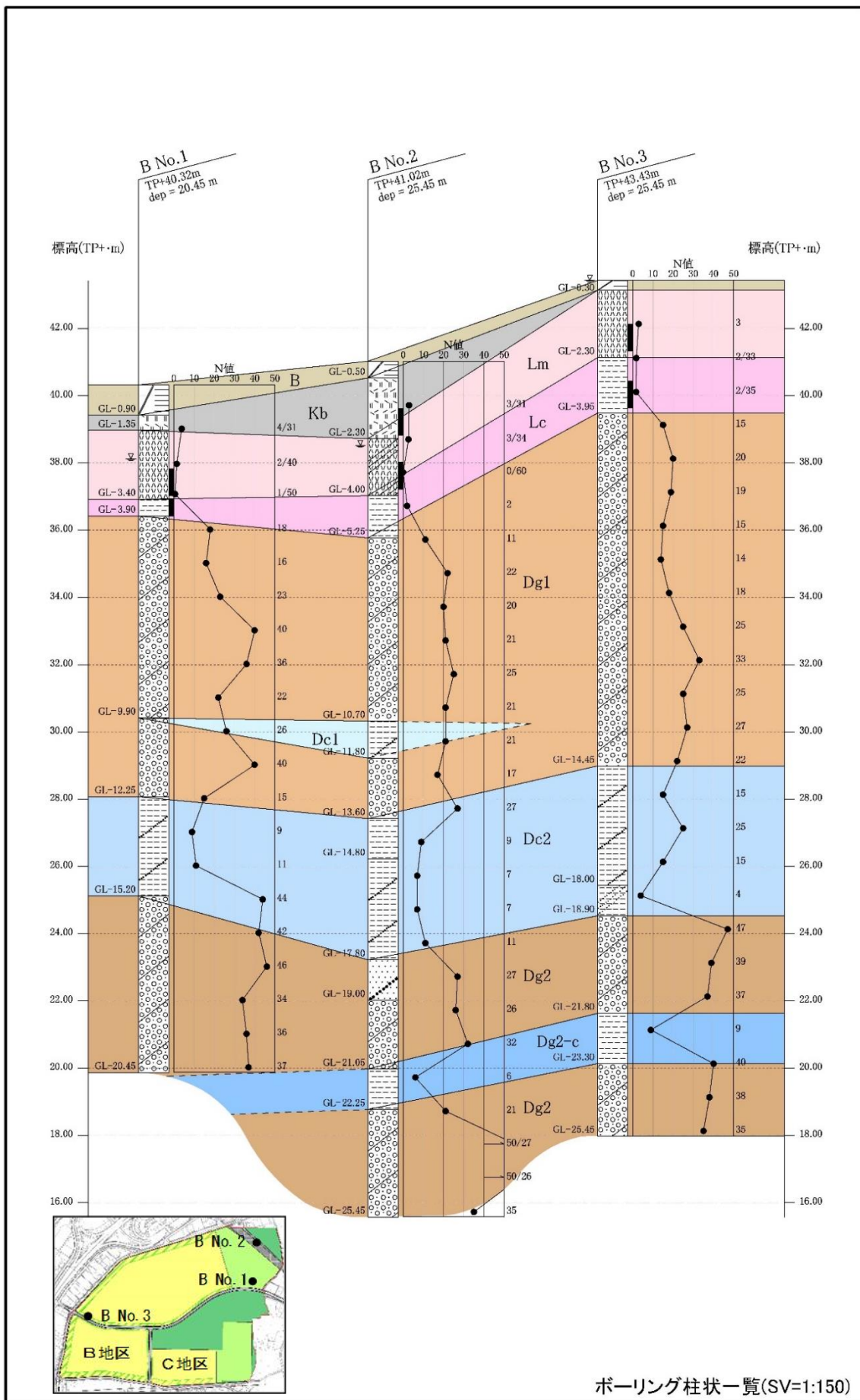
(8) 電力・電話・ガス

電力・電話・ガス	<p>電力・電話・都市ガスについては、直接、各サービス提供者にお問い合わせください。</p>
電柱等	<p>電力供給・電話回線のための電柱等は、分譲区画の緩衝緑地内に設置＜参考資料 1＞してありますので、土地の引き渡し後は各サービス提供者と協議してください。</p>

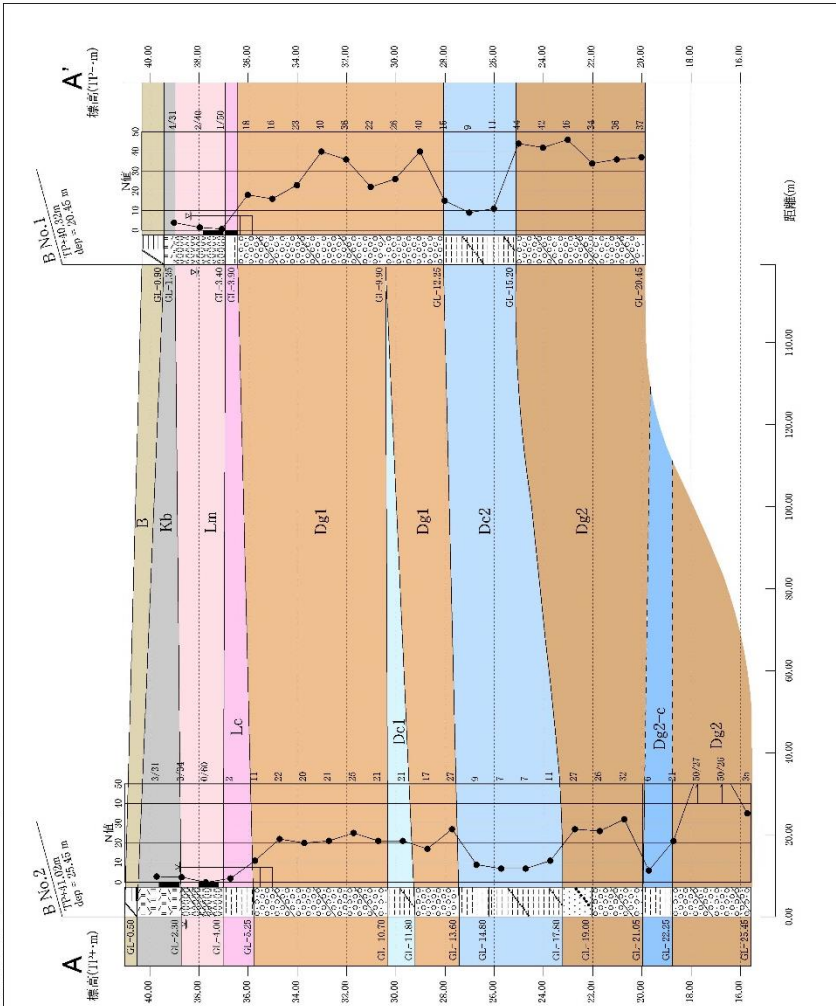
<参考資料1>分譲区画図



<参考資料 2> 地盤の状況



a. 地層想定断面図(SH=1:1200, SV=1:200)

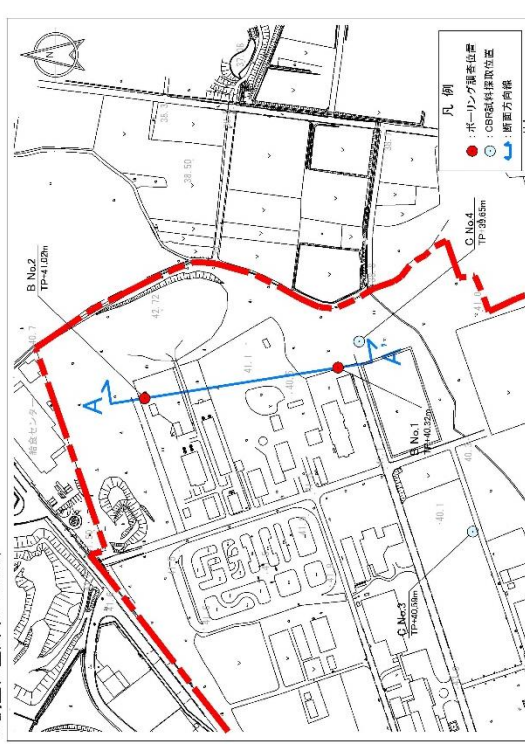


b. 地層序表

地層時代	地層区分	地層記号	平均土質	N値(平均)	特記事項
—	人工地盤	B	粘性土	—	土質暗褐色を呈し、新石を混入した粘板状粘土層。含水量はやや少ない。
	一般地盤	Kb	黒ボク	2.9	土質暗褐色を呈し、ほぼ全域が有機質火山灰層状粘土層。B No.1で地層厚が薄い。含水量はやや少なく、粘性はやや弱い。N値は—。
第Ⅱ更新世	関東沖積層(部分圧粘土層)	Lm	粘土質ローム	0.0	土に赤黄褐色を呈し、ほぼ全域がやや硬質な火山灰質粘土層。砂・シルト質。厚化帯が混入。B No.2では土質が硬質化している。含水量は中位～やや多く、粘性は中位～やや強い。
		Lc	凝灰質粘土	1.5	土は凝灰質～凝灰質粘土を呈し、やや均質な凝灰質粘土層。凝石・スクリップ粒、炭化物を少量混入。含水量は中位で、粘性はやや強い。
第四紀	新石器層	Dg1	粘土混り砂礫砂	16	土は赤黄褐色を呈し、φ5～15mmの土間～並角礫主生の凝結土層。最大礫径φ40～60mm程度。マトリックスは粘土質細砂。下部で礫径小さくなり、マトリックスは粘土質細砂となる。含水量はやや多い。N値は—。
		Dc2	砂混りシルト	24	土は赤黄褐色を呈し、φ5～15mmの土間～並角礫主生の凝結土層。最大礫径φ40～60mm程度。マトリックスは粘土質細砂。下部で礫径小さくなり、マトリックスは粘土質細砂となる。含水量はやや多い。N値は—。
紀世	世	Dc1	砂混りシルト	21	土は暗褐色～暗褐色を呈し、均質～やや均質な粘土層。部分的に粘土を一部に混入。含水量は中位～やや多く、粘性は弱い。
		Dg2	粘土混り砂礫砂	7.0	土は暗褐色～暗褐色を呈し、均質～やや均質な粘土層。部分的に粘土を一部に混入。含水量は中位～やや多く、粘性は弱い。
—	—	Dg2-c	粘土混り砂礫砂	11	土は暗褐色～暗褐色を呈し、φ5～15mmの土間～並角礫主生の凝結土層。最大礫径φ40～60mm程度。マトリックスは粘土質細砂。下部で礫径小さくなり、マトリックスは粘土質細砂となる。含水量はやや多い。N値は—。
		Dg2	粘土混り砂礫砂	26	土は暗褐色～暗褐色を呈し、φ5～15mmの土間～並角礫主生の凝結土層。最大礫径φ40～60mm程度。マトリックスは粘土質細砂。下部で礫径小さくなり、マトリックスは粘土質細砂となる。含水量はやや多い。N値は—。
—	—	Dg2-c	粘土混り砂礫砂	37	土は暗褐色～暗褐色を呈し、φ5～15mmの土間～並角礫主生の凝結土層。最大礫径φ40～60mm程度。マトリックスは粘土質細砂。下部で礫径小さくなり、マトリックスは粘土質細砂となる。含水量はやや多い。N値は—。
—	—	Dg2-c	粘土混り砂礫砂	50以上	土は暗褐色～暗褐色を呈し、φ5～15mmの土間～並角礫主生の凝結土層。最大礫径φ40～60mm程度。マトリックスは粘土質細砂。下部で礫径小さくなり、マトリックスは粘土質細砂となる。含水量はやや多い。N値は—。
—	—	Dg2-c	粘土混り砂礫砂	6.0	土は暗褐色～暗褐色を呈し、φ5～15mmの土間～並角礫主生の凝結土層。最大礫径φ40～60mm程度。マトリックスは粘土質細砂。下部で礫径小さくなり、マトリックスは粘土質細砂となる。含水量はやや多い。N値は—。

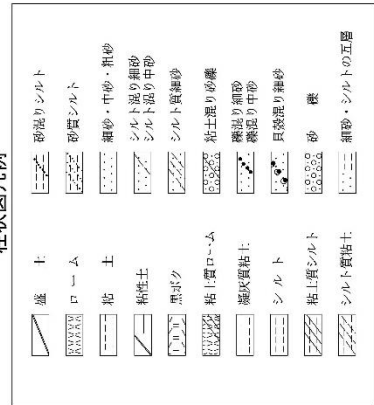
注) N値は上根を30cmとし、貫入量が300mmを超えた場合は換算N値を用いた。また、B No.1は有鉛線形断面図で示した。

c. 調査位置図 (S=1:4000)

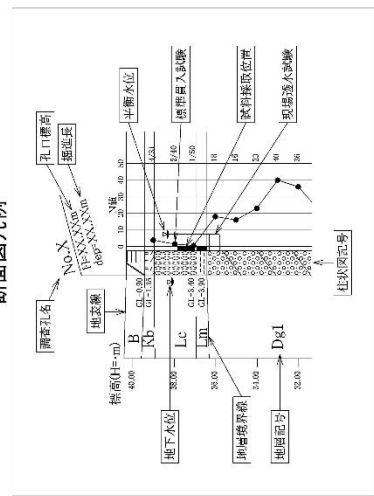


地層想定断面図(B No.1～2)

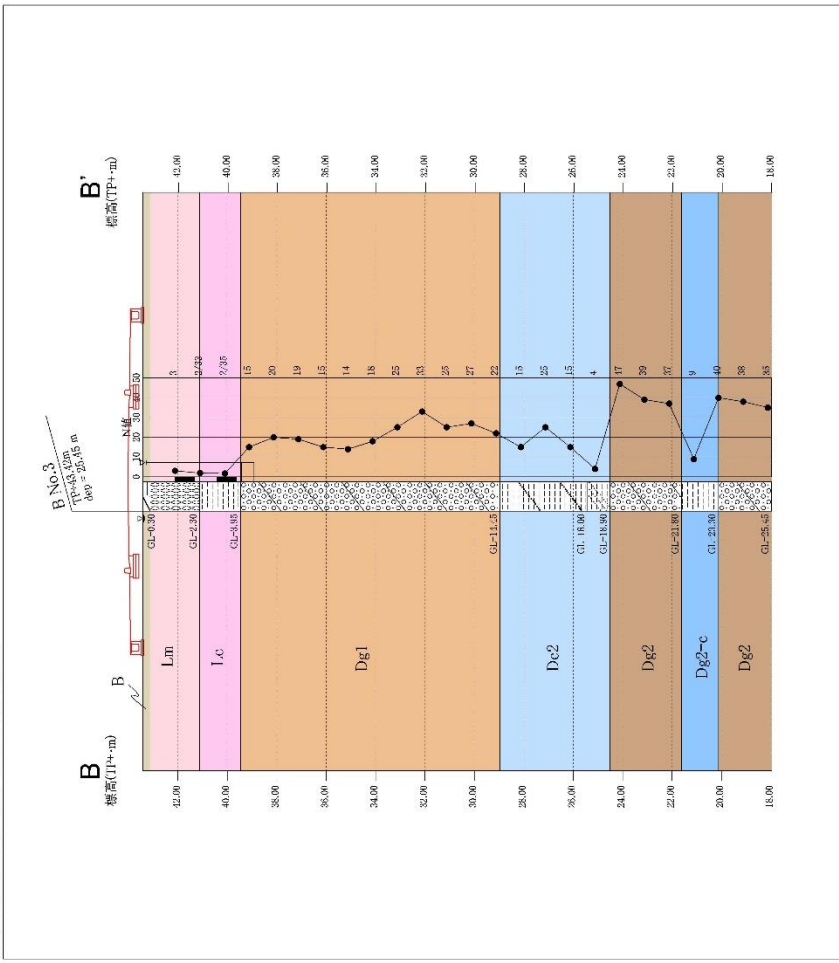
柱状図凡例



断面図凡例



a. 地層想定横断面(SH=1:1200, SV=1:200)

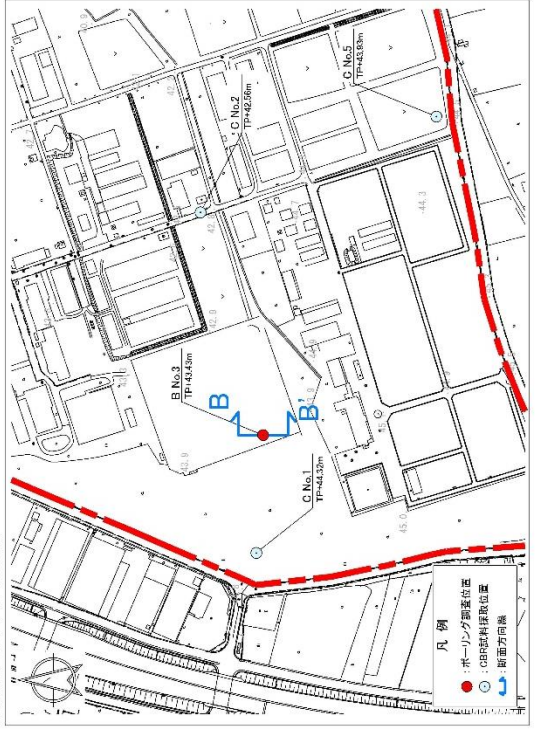


b. 地層序表

地層 階次	区分	地層名	相関 記号	主な土質	N値(N10) 平均値	記事
第一層	人工 地盤	盛土層	B	粘性土	-	主に腐植質を混し、卵石を混入した不固軟弱粘性土層、 含水量はやや少ない。
	河川埋 戻	河川埋戻層	Lm	ローム	3.0	主に茶褐色のローム、ほば均質な山吹色粘土層、 軽微なシルト質粘土層、含水量、粘着力は平均的。
第二層	洪 積	凝灰質粘土層 (軽微な粘土層)	Lc	凝灰質粘土	1.7	主に風成～凝灰地化粘土、やや不均質な凝灰質粘土層、 軽微なシルト質粘土層、含水量はやや多い、粘着力は やや強い。
	全 積	凝灰質粘土層	Dg1	粘土混り砂礫	14 33	主に茶褐色粘土層、φ5～15mmの山吹～赤褐色土体 の凝灰質粘土層、最大粒径φ40～100mm程度、マッシュクズは 粘土質細砂、粘着力は弱い、含水量は多い。
第三層	河 川	粘性土層	Dc2	砂混りシルト 砂質シルト	4.0 5	主に粘土質シルト層、やや不均質な粘性土層、 粘着力は弱い、含水量はやや多い、粘着力は やや強い。
	全 積	粘性土層	Dg2	粘土混り砂礫	35 47	主に茶褐色～赤褐色粘土層、φ5～15mmの山吹～赤 褐色土体の凝灰質粘土層、最大粒径φ40～100mm程度、マ ッシュクズは粘土質細砂、含水量はやや多い。
第四層	紀 世	凝灰質粘土層	Dg2-c	粘土	9.0	主に茶褐色を呈するほば均質な粘土層、Dg2層に準 じて分布、含水量は平均的、粘着力はやや強い。

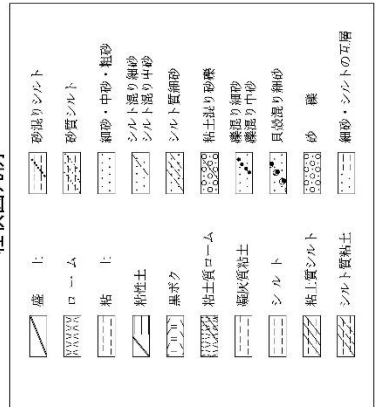
注) N値は上段50cmとし、最大値が300mmを越える場合は層ごとに調査し、また、平均N値は各層を2層(編成別)として算出。

c. 調査位置図 (S=1:4000)

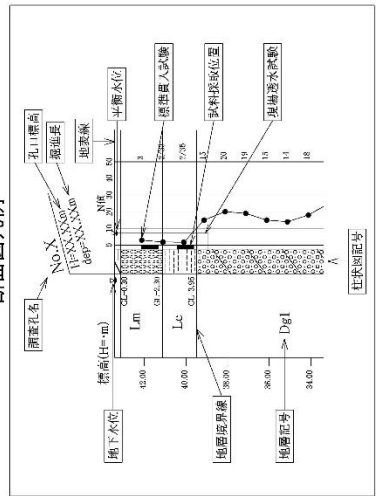


地層想定横断面(B No.3)

柱状図凡例



断面図凡例



＜参考資料3＞環境に関する法令

工場等の施設を設置する際には、以下の関係法令等を遵守してください。

詳細については、工事着手前に埼玉県東松山環境管理事務所又は鶴ヶ島市市民生活部生活環境課等の関係機関にお問い合わせください。

1 大気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法 ・ ダイオキシン類対策特別措置法 ・ 埼玉県生活環境保全条例 (低公害機器の普及の促進に関する指針を含む。) ・ 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針 ・ 埼玉県大気汚染緊急時対策要綱 ・ 埼玉県大気汚染緊急時揮発性有機化合物対策要綱 ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
2 排水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁防止法 ・ ダイオキシン類対策特別措置法 ・ 埼玉県生活環境保全条例 ・ 下水道法 (問合せ) 坂戸、鶴ヶ島下水道組合) ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
3 騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音規制法 ・ 振動規制法 ・ 埼玉県生活環境保全条例 ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
4 悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭防止法 ・ 埼玉県生活環境保全条例
5 自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (自動車NOX・PM法) ・ 埼玉県生活環境保全条例 ・ 埼玉県地球温暖化対策推進条例
6 化学物質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR法) ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ・ 埼玉県生活環境保全条例 ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自り法)
7 土砂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例
8 土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染対策法 ・ 埼玉県生活環境保全条例
9 地下水の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県生活環境保全条例
10 工場の設置及びその施設の変更	
11 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴ヶ島市の環境を保全する条例 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 鶴ヶ島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・ 埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・ 容器包装リサイクル法 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・ 埼玉県地球温暖化対策推進条例 ・ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 (緑化基準) ・ 埼玉県景観条例 ・ 埼玉県景観計画 ・ 屋外広告物法 ・ 埼玉県屋外広告物条例

＜参考資料４＞埼玉県鶴ヶ島ジャンクション周辺地域基本計画の概要 (※地域未来投資促進法に基づき策定した計画)

《計画のポイント》

- ・ 「優れた交通アクセス」「埼玉県先端産業創造プロジェクト実績」「自動車関連企業に蓄積された高度なものづくり技術」という地域特性を活用する。
- ・ 農業大学校跡地を中心としたアクセス良好なエリアに戦略的に先端産業等を集積、区域内の中小企業に波及効果をもたらす。
- ・ I o T、ビッグデータ、A I など先進の I C T をものづくりに活用し、生産性や品質管理の向上、技術革新を図り、超スマート社会を実現する。

《促進区域》

埼玉県鶴ヶ島ジャンクション周辺地域（川越市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、川島町、吉見町、鳩山町）の13市町

《経済的効果の目標》

新規立地1件あたり平均152百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を20件創出し、事業拡大1件あたり平均75百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を5件創出する。これらの事業が促進区域で1.5倍の波及効果を与え、促進区域で3,715百万円の付加価値を創出することを目指す。

《地域経済牽引事業の承認要件》以下の要件1～3の全てを満たす必要があります。

【要件1：地域の特性を活用すること（①～③のいずれか）】

- ① 大学などのI o Tやビッグデータ、A I等の知見を活用した第4次産業革命関連分野
- ② 埼玉県先端産業創造プロジェクトで重点的に支援するロボット、航空・宇宙等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 輸送用機械器具製造業や関連する金属製品製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・ 付加価値増加分：4,984万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- ・ 取引額：5.6%増加
- ・ 売上げ：5.6%増加
- ・ 雇用者数：4.4%増加
- ・ 雇用者給与等支給額：1%増加

《制度・事業環境の整備》

- ・ 優良な産業用地の提供、補助制度等
- ・ 大学・研究機関等の知見活用
- ・ スマート工場に対応する情報通信インフラ（例：LPWA）の整備

《地域経済牽引支援機関》

埼玉県産業技術総合センター、国立研究開発法人理化学研究所、（公財）埼玉県産業振興公社、地域大学、埼玉県立高等技術専門学校、各市町の商工会議所・商工会、金融機関等

《計画期間》

平成29年12月22日から令和5年3月31日まで

詳細は、以下のホームページを参照するか、埼玉県産業労働部企業立地課 未来法総合窓口にお問い合わせください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/chiikimirai-keikaku.html>

＜参考資料5＞補助制度

※ 令和4年4月1日現在の情報です。内容が変更になる場合がありますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

(1) 埼玉県（埼玉県産業立地促進補助金）

埼玉県では、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献する企業立地を促進するため、県内で新たに工場等を立地した企業の皆様に対して補助金を交付しています。

制度の概要は次のとおりです。

《対象施設》

工場、研究所、流通加工施設、本社（創業又は県外から移転の場合）

《主な補助要件》

○規模

1,000㎡以上の土地を取得又は賃借し、建築面積500㎡以上の工場等を建築又は取得すること（本社の場合は、土地の取得要件なし）。

※ 県内で事業所の移転を行う場合は、移転前と比較し、敷地面積1,000㎡及び建築面積500㎡以上拡張すること。

○操業期限

土地売買（借地）契約締結後、3年以内に操業を開始すること。

○納期限

土地・建物の不動産取得税を納期限内に全額納付すること。

○新規雇用者 ※1

【工場、研究所、本社】5人以上 ※2

【流通加工施設】 10人以上、うち5人正規雇用

※1 新規雇用者とは、県内在住で雇用保険に加入している者

※2 中小企業で総従業員数が100人以下の場合、1人以上

○SDGs

埼玉県SDGsパートナーに登録すること。※

※ 中小企業で総従業員数が100人以下の場合、「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」への入会でも可

《補助対象経費》

土地・建物に係る不動産取得税相当額

《限度額》

1億円

※ 以下の分野に該当する事業を行う工場、研究所、本社を立地する場合は2億円（審査あり）

医薬品製造業・化粧品製造業、医療機器製造業・ヘルスケア関連事業、
航空・宇宙関連事業、食料品製造業、新エネルギー・省エネルギー関連事業、
輸送用機械器具製造業、ロボット・AI・IoT関連事業

詳細は、埼玉県産業労働部企業立地課にお問い合わせください。

(2) 鶴ヶ島市（鶴ヶ島市企業立地による雇用等の促進に関する条例）

鶴ヶ島市では、市内に事業所を新設する企業の方に奨励金を交付する制度を設けています。

《奨励措置の内容》

① 市内在住者雇用奨励金

市内で新設等を行う企業が、操業開始日の前6ヶ月から操業開始日の後3年までの間に、市内に住所を有する者を従業員として継続して1年以上雇用した場合、一人につき30万円を企業に交付します。

② 従業員転入促進奨励金

市外に住所を有する従業員の方が、企業の市内への新設等に伴って、操業開始日の前6ヶ月から操業開始日の後3年までの間に市内に転入し、転入した日から1年以上継続して市内に住所を有している場合、一人につき30万円を企業に交付します。

③ 従業員持家取得促進奨励金

操業開始日の前6ヶ月時点において市内に自らが居住する住宅を所有していない従業員の方が、操業開始日の前6ヶ月から操業開始日の後3年までの間に市内に住宅を取得し、取得日から5年が経過する日まで引き続き当該住宅に居住する意思を持つ場合に50万円を従業員に交付します。

《奨励措置の要件》

製造業を営む企業（本社又はこれに準ずる機能を持つ事業所を市内に立地する場合も含む）が、以下の要件を全て満たす規模で事業所の新設や増設等を行う場合、奨励措置の対象となります。

- ・敷地面積が3,000㎡以上
- ・延床面積が1,000㎡以上
- ・常時雇用従業員数が20人以上

上記の要件に該当する場合は、指定企業の申請をしていただきます。鶴ヶ島市長より指定された後、奨励措置を受けることができます。操業を開始した日から30日以内に申請を行ってください。

詳細は、鶴ヶ島市都市整備部企業立地課にお問い合わせください。

＜参考資料6＞融資制度

(1) 産業創造資金（産業立地貸付）

埼玉県では、工場や研究施設等を立地したい企業に対し、土地の購入や工場の建設に必要な資金を長期・固定・低利で貸し付ける融資制度を設けています。

概要は、次のとおりです。

《対 象》 ① 県内に工場、研究施設、物流施設などを新規に設置する企業（中小企業者以外も対象）

② 住居地域等にある工場などを工場適地へ全面移転する中小企業者

③ 公共事業に伴い事業所などを移転する企業（中小企業者以外も対象）

《限 度 額》 ① 対象経費の70%以内で20億円

②③ 2億円

《期 間》 10億円以内：12年（据置2年）以内

10億円超：15年（据置2年）以内

《資金使途》 土地（条件あり）、建物、構築物の取得等に必要な資金

創エネ設備、省エネ設備、蓄エネ設備の設置に必要な資金も、建物と一体として整備する場合は対象となります。

製造又は加工修理工程を形成する機械設備は融資対象外となります。

《融資利率》

(%以内)

	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超15年以内
信用保証付き	1.1	1.2	1.3
信用保証なし	1.2	1.3	1.4

(令和4年4月1日現在)

詳細は、埼玉県産業労働部金融課 企画・制度融資担当にお問い合わせください。

(2) 環境みらい資金

埼玉県では、地球温暖化対策等積極的に環境問題に取り組む企業等に、その取組に要する資金を長期・低利で貸し付ける融資制度があります。

詳細は、埼玉県環境部温暖化対策課にお問い合わせください。

<参考資料7> 関係機関一覧表

関係機関	電話番号	所在地	
埼玉県産業労働部 次世代産業拠点整備担当	048-830-3935	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂 3-15-1
埼玉県産業労働部 企業立地課	048-830-3800		
埼玉県産業労働部 金融課	048-830-3801		
埼玉県環境部 温暖化対策課	048-830-3021		
埼玉県東松山 環境管理事務所	0493-23-4050	〒355-0024	東松山市六軒町5-1
鶴ヶ島市	049-271-1111 (代表)	〒350-2292	鶴ヶ島市大字三ツ木16-1
企業立地課			
都市計画課			
道路建設課 生活環境課			
坂戸、鶴ヶ島水道企業団	049-283-1951	〒350-0214	坂戸市千代田1-1-16
坂戸、鶴ヶ島下水道組合	049-283-2051		
埼玉西部環境保全組合	http://www.hozenkumiai.or.jp/zigyousya.html		
高倉クリーンセンター (可燃系ごみ)	049-271-1500	〒350-222	鶴ヶ島市大字高倉593-4
川角リサイクルプラザ (不燃系ごみ)	049-294-4115	〒350-0436	毛呂山町大字川角1959-1
坂戸・鶴ヶ島消防組合	049-281-3119	〒350-0221	坂戸市鎌倉町16-16

お問合せ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県産業労働部 次世代産業拠点整備担当

電話番号：048-830-3935

URL：https://www.pref.saitama.lg.jp/a0812/noudai_atochi.html

メールアドレス：a3760-05@pref.saitama.lg.jp



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」